



車云入届 ようこそ福山市へ

転入にともなう主な手続として次のようなものがあります。

項目	手 続	必要なもの	お問合せ先
□ 住 民 票	○住民異動届（転入届）が必要です。 ◆代理人が届出される場合は、委任状が必要です。	□転出証明書または マイナンバーカード・住基カード □在留カード・特別永住者証明書 □本人確認書類	
□ 印 鑑 登 錄	○印鑑登録が必要な人は、手続してください。 ○申請された本人に照会書を送付します。ただし、官公署発行の写真付 本人確認書類（運転免許証・旅券など）があれば、即日登録できます。	□登録する印鑑 □本人確認書類	
□ マイナンバーカード 住 基 カ ー ド	○新しい住所を記載します。 ○マイナンバーカード・住基カードのICチップのデータを修正するため に各人の暗証番号が必要です。 ◆持参されていない場合は、早急に、券面記載事項変更の手続をしてください。 ○マイナンバーカードに署名用電子証明書が必要な場合は、新たに申請して ください。	□マイナンバーカード ・住基カード □暗証番号	市民課 928-1058 本庁1階
□ 登 録 型 本 人 通 知 制 度	○代理人や第三者に住民票などを交付したことを、お知らせする制度 です。事前に登録が必要です。	□本人確認書類	
□ 国 民 健 康 保 険	○社会保険などに加入していない人は、手続をしてください。 ◆資格確認書または資格情報のお知らせは、後日郵送します。 ◆保険税の納税通知書は、届出日の翌月中旬頃に郵送します。ただし、 3月～5月に加入の届出をされた場合は、7月中旬頃に郵送します。 ◆口座振替の手続が必要です。	□本人確認書類 □世帯主と届出に該当する人 のマイナンバー □通帳またはキャッシュカ ード □金融機関届出印	保険年金課 資格賦課担当 928-1055 本庁1階
□ 国 民 年 金	○国民年金保険料の納付書はそのままお使いください。 ○口座振替・クレジット納付は継続されます。 ○本人または配偶者が退職した場合は、第1号被保険者への加入の手続を してください。	□本人確認書類 □退職日がわかるもの □基礎年金番号がわかるもの □マイナンバー	保険年金課 年金担当 928-1052 本庁1階
□ 後 期 高 齢 者 医 療 制 度	○住所変更手続が必要です。 ◆新しい住所の資格確認書などは、後日郵送します。	□負担区分等証明書 (県外からの転入) □後期高齢者医療資格確認書 など (県内からの転入)	保険年金課 後期高齢者医療担当 928-1411 本庁1階
□ 介 護 保 険	○前住所地で要介護・要支援認定を受けている人は、転入した日から 14日以内に認定申請の手続をしてください。 ◆被保険者証・負担割合証は、後日郵送します。	□介護保険受給資格証明書 (前住所地で交付を受けた場合) □65歳未満の場合は、マイナ 保険証等の提示をお願いす る場合があります。	介護保険課 928-1173 本庁3階
□ 妊 産 婦 ・ 乳 児 健 康 診 査 補 助 券	○「妊娠婦・乳児一般健康診査等受診申出書」を提出してください。 ◆前住所地での補助券は、福山市用と差替できる場合があります。 ・妊娠中の人に、「妊娠一般健康診査補助券」などを差替します。 ・産婦（産後2か月未満）の人に、「産婦健康診査補助券」などを交付します。 ・乳児かいる人には、「乳児一般健康診査受診票」などを交付します。	□親子(母子)健康手帳 □前住所地での補助券 など	ネウボラ推進課 928-1252 本庁7階
□ 妊 娠 ・ 子 育 て 支 援 金	○前住所地で給付を受けていない人は連絡をしてください。 ・妊娠支援金：妊娠1人当たり5万円 ・子育て支援金：子ども1人当たり5万円	□本人確認書類 □親子(母子)健康手帳 □通帳またはキャッシュカード	
□ 予 防 接 種	○13歳までのご家族がいれば、「子どもの予防接種ファイル」をお渡しします。 ◆16歳までの女子がいる場合も「子どもの予防接種ファイル」をお渡します。		保健予防課 928-1127 福山すこやか センター4階
□ 児 童 手 当	○転入届提出後、申請手続をしてください。(前住所地の転出予定日の 翌日から15日以内に申請してください。) ◆高校生年代までの児童を養育している人に支給されます。 ◆単身赴任の人など、児童と別世帯でも手続が必要な場合があります。	□請求者名義の預金通帳 □請求者のマイナンバー □本人確認書類 など	
□ 児 童 扶 養 手 当	■事前にご相談ください。 ○父母の離婚、父または母の死亡・拘禁・遺棄などにより、父または母の いない児童及び父または母が一定の障がいの状態にある児童を養育 している人に支給されます。 ◆所得制限などがあります。 ○前住所から継続して支給を受ける場合は、住所変更届が必要です。	□前住所地の 児童扶養手当証書 □本人確認書類 □マイナンバー など	ネウボラ推進課 928-1070 本庁7階
□ 子 ど も	医 療 費 助 成	○転入日の翌日から14日以内に申請してください。(必要なもの が揃っていないなくても必ず窓口にお越しください。) ○保険診療による医療費の一部を、15歳到達後最初の3月31 日（中学校修了）まで助成します。	□保護者と児童の マイナンバー □場合により所得課税証明書 □本人確認書類 □児童の健康保険の資格確認 書 など

裏面あり⇒

項目	手 続	必要なもの	お問合せ先	
□ ひとり 親 家 庭 等	<p>■事前にご相談ください。</p> <p>○18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を現に扶養している配偶者のない人とその児童など一定の要件に該当する場合に、保険診療による医療費の一部を助成します。</p> <p>◆本人及び扶養義務者の所得制限があります。</p>	<input type="checkbox"/> マイナンバー <input type="checkbox"/> 場合により所得課税証明書 <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 健康保険の資格確認書など	ネウボラ推進課 928-1070 本庁7階	
□ 特 定 医 療 費 (指 定 難 病)	○転入手続後、すみやかに手続を行ってください。	<input type="checkbox"/> 前住所地での受給者証 <input type="checkbox"/> 健康保険の資格確認書など <input type="checkbox"/> マイナンバー入り住民票(指定難病のみ) <input type="checkbox"/> マイナンバーなど	保健予防課 928-1127 福山すこやかセンター4階	
□ 小 児 慢 性 特 定 疾 病	○転入手続後、すみやかに手続を行ってください。	<input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳と自立支援医療(精神通院)受給者証所持者の保険診療による医療費の自己負担金(食事自己負担額は除く)の一部を助成します。 <p>◆本人・配偶者・扶養義務者の所得制限があります。</p>	<input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳と自立支援医療(精神通院)受給者証 <input type="checkbox"/> 場合により所得課税証明書 <input type="checkbox"/> マイナンバー <input type="checkbox"/> 健康保険の資格確認書など	障がい福祉課 928-1063 FAX 928-1730 本庁1階
□ 重 度 心 身 障 が い 者	○転入手続後、すみやかに手続を行ってください。	<input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳と自立支援医療(精神通院)受給者証所持者の保険診療による医療費の自己負担金(食事自己負担額は除く)の一部を助成します。 <p>◆本人・配偶者・扶養義務者の所得制限があります。</p>	<input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳と自立支援医療(精神通院)受給者証 <input type="checkbox"/> 場合により所得課税証明書 <input type="checkbox"/> マイナンバー <input type="checkbox"/> 健康保険の資格確認書など	
□ 自 立 支 援 (育 成 ・ 更 生 ・ 精 神 通 院)	○住所変更手続を行ってください。	<input type="checkbox"/> 同一保険加入者全員の健康保険の資格確認書 <input type="checkbox"/> マイナンバーなど	<input type="checkbox"/> 同一保険加入者全員の健康保険の資格確認書 <input type="checkbox"/> マイナンバーなど	
□ 身体障がい者手帳 療 育 手 帐 精 神 障 が い 者 保 健 福 祉 手 帳	○住所変更届が必要です。 ◆手帳の種類によっては手続が異なります。	<input type="checkbox"/> 各手帳 <input type="checkbox"/> マイナンバー	<input type="checkbox"/> 各手帳 <input type="checkbox"/> マイナンバー	
□ 障 が い 福 祉 サ ー ビ ス 等	○障がい福祉サービスなどの申請は、転入届提出後に行ってください。	<input type="checkbox"/> 転入前の市町村発行の障がい支援区分認定証明書(障がい支援区分の認定を受けていない場合は不要) <input type="checkbox"/> マイナンバーなど	障がい福祉課 928-1208 FAX 928-1730 本庁1階	
□ 被爆者健康手帳	○住所変更届が必要です。	<input type="checkbox"/> 被爆者健康手帳 <input type="checkbox"/> 住民票(広島県外と広島市のとき) <input type="checkbox"/> 手当証書など	福祉総務課 928-1045 本庁3階	
□ 保 育 所 等 の 入 所	○保育所等の入所については、保育施設課又は各保育所等までご連絡ください。	<input type="checkbox"/> 入所申込書 <input type="checkbox"/> 保育が必要なことの証明書 <input type="checkbox"/> 所得課税証明書/マイナンバーなど	保育施設課 928-1047 本庁7階	
□ 幼稚園、認可外 保育施設、一時 預かり等の利用 ※一部対象外園あり	○保育料等について、幼児教育・保育の無償化の適用を受ける場合 ◆幼稚園・認可外保育施設について、転入前と同じ園に引き続き通う場合は、転入日までに申請が必要です。 ◆その他の場合は、入園日または利用開始日までに申請が必要です。	<input type="checkbox"/> 子育てのための施設等利用給付認定申請書 <input type="checkbox"/> 保育が必要なことの証明書(幼稚園の場合であって、保育料のみを無償の対象とする場合は不要)	保育施設課 928-1140 本庁7階	
□ 小・中・義務教育 学 校	○「転入学届」の提出が必要です。 ◆事情があり指定学校以外を希望する場合は、事前にご相談ください。 ◆市立小中義務教育学校以外へ就学する場合は、「区域外就学届出書」の提出が必要です。(入学を承諾する証明書を持参してください。)	<input type="checkbox"/> 在学証明書 <input type="checkbox"/> 教科書給与証明書 <input type="checkbox"/> 就学承諾証明書	学事課 928-1169 本庁13階	
□ 上 下 水 道	○水道・下水道(集落排水)の使用開始の手続が必要です。 ◆電話または福山市ホームページからでも手続ができます。 ただし、井戸戸水をお使いの方、集落排水処理施設をお使いの方は、申請書が必要ですのでお尋ねください。		ふくやま上下水道 料金センター 928-1514 上下水道局	
□ し 尿 く み と り	○くみとり届(新規)が必要です。		廃棄物対策課 928-1074 本庁8階	
□ 飼 い 犬	○住所変更手続をしてください。鑑札を交換します。 ○マイクロチップを装着している場合は、生活衛生課までお問い合わせください。	<input type="checkbox"/> 前住所地での鑑札	生活衛生課 928-1165 福山すこやかセンター5階	
□ 125 cc 以 下 の バ イ ク の 登 録	○登録手続をしてください。 ◆前住所地で返納していない場合は、「ナンバープレート」と「標識交付証明書」が必要です。	<input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 廃車証明書など車両内容が分かるもの	税制課 928-1152 本庁2階	
□ 自 治 (町 内) 会	○住民の親睦を図り、安心安全で明るく住みよい地域生活を営むため、お住まいの地域の自治(町内)会への加入をお願いしています。 ○みなさまに「加入案内」をお渡ししますので、お住まいの地域の自治(町内)会長または班(組)長にご連絡ください。連絡先が分からないときは、自治会連合会事務局(923-9633)へ問い合わせてください。		まちづくり推進課 928-1051 本庁9階	

►窓口にお越しの際は、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など官公署が発行した書類、資格確認書など)をお持ちください。